平成２４年（フ）第５４６２号
東京都板橋区赤塚７丁目17―２―206
破産者　中條　友則
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４７８号
神奈川県相模原市中央区矢部２丁目４―15―104
破産者　磯部　春香（旧姓小川）
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５１３号
東京都西東京市向台町６丁目１－１
破産者　高橋　雅宏
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５５１号
東京都文京区本郷６丁目８番16―304号
破産者　東京ジョイフル・タスク・プラザ株式会社
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５６４号
東京都江東区亀戸２丁目25番12号
破産者　アサヒユニオン産業株式会社
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５６５号
千葉県市川市幸１丁目14―14
破産者　佐野　芳夫
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５８６号
東京都品川区南大井６丁目８番13号
破産者　有限会社恵静工業
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５８７号
東京都品川区八潮５丁目８―40―1102
破産者　渡辺　　誠
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５９１号
東京都豊島区池袋３丁目３番１号　大野ビル１階、商業登記簿上の本店所在地東京都練馬区大泉学園町１丁目１番９号
破産者　株式会社徳屋
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５９２号
埼玉県新座市池田４丁目４―21
破産者　徳山　秀雄
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５９４号
東京都江戸川区西葛西６丁目26番16号
破産者　八代工産有限会社
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５９５号
東京都江戸川区西葛西７丁目17―10―102
破産者　玉居子則雄
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６１５号
東京都中野区東中野１丁目54番８号
破産者　株式会社アイ・ティー
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６１６号
東京都小平市上水南町３丁目５－９　マロンクラッセＥ棟103
破産者　竹内　忠行
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６１７号
東京都板橋区板橋２丁目41―９―606
破産者　黒田ヒサエ（旧姓大窪）
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６２５号
神奈川県横浜市泉区和泉町1418番地４　ジェムズ和泉町
破産者　有限会社スカイトータルハウジング
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６２６号
神奈川県横須賀市粟田１丁目９―11
破産者　齊藤　雪代
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６３５号
東京都杉並区下高井戸１丁目29番10号　ハイツ桜上水502
破産者　有限会社山本工設
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６３６号
静岡県静岡市駿河区津島町12―16―301、開始決定時の住所千葉県鎌ケ谷市道野辺1051―12　テラスラフォーレＷ１―106
破産者　山本　興右
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６６１号
東京都港区三田１丁目７番１号　パークコート麻布十番408、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区上原２丁目５番９号　グランフォルム上原101
破産者　株式会社桃林居
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６６２号
東京都港区三田１丁目７番１号　パークコート麻布十番408、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区上原２丁目５番９号　グランフォルム上原101
破産者　株式会社好日社
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部